

非核自治体運動の今日的意義と「非核の政府」の展望

— 「核兵器のない世界」への転換点に立って —

2017年7月22日

非核の政府を求める会常任世話人

自治労連顧問 駒場忠親

1 「核兵器のない世界」へ歴史を動かした核兵器禁止条約国連交渉会議

①人類史上初めて核兵器を「違法化」した核兵器禁止条約

・条約は、核兵器・他の核爆発装置の開発、生産、製造、取得、所有・貯蔵、また管理の移転、受領、使用、使用の威嚇、実験、締約国への援助、奨励、勧誘などを包括的に禁止（第1条）した。

・大量破壊兵器に関する国際条約で禁止されていなかったものは核兵器のみ。ジュネーブ議定書（1925年）、核不拡散条約（1968年）、生物兵器禁止条約（1972年）、化学兵器禁止条約（1993年）。安保理決議1540・非国家主体に関する不拡散（2004年）。

・条約は7月7日、国連加盟国193カ国中124カ国の投票で採択された。賛成122、反対1（オランダ）、棄権1（シンガポール）。9月20日から署名手続き、批准国数50カ国に達した後、90日を経て発効する。人類史上初めて国際法で核兵器が「違法化」されることとなった。核保有国や「核の傘」の下の国々が条約に署名・批准せず「法的拘束」を受けなくても「核兵器は違法」との「規範」で、核抑止による安全保障政策は正当性を失い政治的・道義的には国際社会から「圧力」を受ける。「戦争が違法化され現代社会では侵略行為は認められない。国際法が変わり国際的慣習が変化したからだ。核兵器禁止条約はやがてそうなるという道を開くものだ」（セルジオ・ドゥアルテ元国連軍縮問題担当上級代表 17年6月、ニューヨーク行動代表団との懇談）。

・核兵器禁止条約は米国の核戦略・海外展開に重大な制約を与える。米国が16年国連総会でNATO加盟国に要請した「国連総会の核兵器禁止条約の可能性が持つ防衛への影響」（16年10月17日）。「禁止条約は進展する安全保障環境を考慮に入れず、米国の同盟国及びパートナー国の多くが依拠している核抑止という概念の正当性を否定しようとするものなので、そのような条約は、第2次世界大戦以来の国際の安全保障構造を支え、長く維持されてきた戦略的安定を弱めるものである」「交渉が始まればわれわれは同盟国とパートナー諸国に対して交渉に与しないように求める」。加えて米国は「条約制定の結果について議

論する関連会合への欠席を要求するメールを、日本を含めた同盟国などに送付した」（17年7月、共同通信）。

・核兵器の違法化は人類史、世界史の本流に。「核兵器は一度使われてしまえば人類はそれに対して対応できない。核兵器の使用を防ぐ保証は核兵器を廃絶すること。だから核兵器を違法化する」（スイス 2010年 NPT 再検討会議）。核兵器問題を国家の安全保障から人類の安全保障へという歴史の本格的転換がここから始まる。

②被爆者の願いを反映した核兵器禁止条約

・条約は「核兵器の使用の被害者（ヒバクシャ）及び核兵器の実験により影響を受けたものにもたらされる容認しがたい苦しみと害に留意」（前文）と明記し、被爆者の願いに寄り添ったものとなっている。

・条約は「人道原則を促進するための市民的良心の役割」「核兵器完全廃絶のための国連、赤十字国際委員会、多数の非政府組織及びヒバクシャの努力を認識」（前文）と触れ、核兵器廃絶に向けた市民社会、主権者である国民の役割の重要性を強調した。

・また条約は被害者支援でも「核兵器の使用又は実験により影響を受けたものについて、適用可能な国際人道法及び国際人権法に従い、年齢及び性別に配慮した援助（医療、リハビリテーション及び心理的な支援を含む）を適切に提供し、ならびにこれらのものが社会的及び経済的に包容されるようにする」（第6条 被害者に対する援助及び環境回復）と、被害者の願いに応え、画期をなしている。

・加えてジェンダーが重要な論点として論議され、「前文」で「被害の不均衡が多い」など明記されている。

③禁止から廃絶へ、核兵器禁止条約は廃絶に向けた最初のステップ

・核兵器禁止条約自体は核兵器廃絶の手順を含むものではないが、国連交渉会議では「核兵器全面廃絶につながる条約」として議論されその道筋を示す内容が明記された。「核兵器の除去を求める1946年1月24日に採択された国連総会の最初の決議及びその後の決議を想起する」「核兵器の法的拘束力のある禁止は、核兵器の不可逆的で検証の可能性がある、かつ透明な除去を含む、核兵器のない世界の達成及び維持に向けた重要な貢献となることを認識する」「厳重かつ効果的な国際管理の下におけるあらゆる点での核軍備撤廃にいたる交渉を誠実に追求し完結させる義務が存在する」（前文）。

・条約は「核兵器の完全な除去に向けて」（第4条）の条項を設けた。核兵器保有国に、1990年代の南アフリカと同様に、核兵器計画を廃棄した後に条約に参加する（第4条1項）、核兵器を保有したまま参加し、条約国会議の監督下で権限ある国際機関と協力しながら廃絶を目指す（同2項）、将来の状況変化に対応するため締約国会議で更なる措置や履行の問題を検討する（第8条1項）との選択肢を示している。

・核兵器廃絶にむけて「政策を変える政治の力、それぞれの国の世論が重要。条約がどうい

うものか、政治家や市民社会の代表が国民に説明し、核兵器廃絶に向けた道を開くことが大事」(セルジオ・ドゥアルテ・元国連軍縮問題担当上級代表)。

・核兵器禁止から廃絶へと進む力は「史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約の持つ力」「この流れを推進している多数の国々の政府と市民社会の力」「核保有国とその同盟国での政治の変革」(核軍縮・不拡散議員連盟・志位和夫日本共産党委員長)。

2 国際社会から失望され孤立する被爆国日本の核政策

①被爆国の原点を放棄し、核兵器禁止条約に背を向ける日本政府

・ 2020年 NPT 再検討会議第1回準備委員会における岸田外大臣演説

「核兵器国・非核兵器国間の信頼関係を再構築」「CTBT の早期発効など核兵器の数を着実に減らし、削減された最小限ポイントに達した段階で法的枠組みを導入する」「核兵器を廃絶する法的枠組みを持ち出すタイミングを間違えてはならない」(5月17日)

・「日本は署名しない」(条約が採択された7月7日、別所浩郎国連大使)。

②破綻した日本政府の「橋渡し」「北朝鮮問題」「ステップバイステップ」論

・「核兵器国が参加しないまま条約交渉を進めれば国際社会の分断が深まる。建設的かつ誠実に参加することは困難」(高見澤軍縮大使17年3月27日)と核兵器禁止国連交渉会議に不参加を表明。「核の傘」の日米同盟最優先で核兵器禁止条約「制定」交渉に欠席し「橋渡し」論は破綻。

・日本政府は北朝鮮の核・ミサイル開発を理由に「核抑止」の重要性を説くが、「自衛のための抑止力」を唱える北朝鮮には説得力を持たない。国際社会では「核兵器が安全保障に欠かせないという議論は核の傘にない国の安全を完全に無視したもの」(メキシコ代表2015年国連総会)、「核抑止」が核拡散を招く、との議論が正当性を持っている。

・NPTは1970年に発効。核保有国、「核の傘」の同盟国は一貫して「ステップバイステップ」論を主張。しかしその後インド、パキスタン、北朝鮮が核実験を行う。核保有されるとされるイスラエルやインド、パキスタンはNPTに加盟していない。「ステップバイステップ」論の破綻はこれらの核拡散で実証されている。

③日本政府の核政策の根源にある日米核密約と日米原子力協定

・日本政府の核政策。「非核三原則の維持」「日米安保の下での核抑止力への依存」「核軍縮の推進」「核の平和利用の推進」1968年1月 佐藤首相施政方針演説。

・非核三原則と核密約。「機密討論記録」(藤山外相、マッカーサー2世署名)60年1月16日。事前協議の対象から「核搭載した米軍艦船や米軍用機の日本領海、領土内への通過・寄港、飛来を除外する」と解釈できる文言を挿入。沖縄返還協定に関わる佐藤・ニクソン会談「日米共同声明についての合意議事録」(69年11月19日)「重大な緊急事態が

生じた際には（略）核兵器を沖縄にふたたび持ち込むこと及び沖縄を通過する権利が認められることを必要とする（略）。

・米国の政策「核態勢の見直し」に従属する日本政府の「核抑止」政策。「核兵器国は万 one の場合には、少なくともそれを、核兵器の使用を個別的・集団的自衛権に基づく極限の状況に限定する、こういった宣言を行うべきだと考えます」（岸田外相 2014 年 1 月 20 日、長崎大学での講演）。「核戦争を認めるのか」また「核兵器の使用を限定したので評価する」などさまざまな声が出たが、結局は米国の「核態勢の見直し」が言う「核兵器を保有している国、核不拡散の義務を遵守していない国の場合には、米国は、米国あるいはその同盟国・パートナーの死活的国益を守るために極限の状況でのみ核兵器の使用を考慮する」に追随したものであった。

・NPT と原子力の平和利用。核不拡散条約・NPT に日本政府は 68 年調印、70 年 2 月参加。条約に参加すべきか否かの情勢の下での外務省非公式文書「わが国の外交政策大綱」（外務省外交政策企画委員会・69 年 9 月 25 日）「核兵器については NPT に参加すると否とに関わらず、当面核兵器は保有しない政策をとるが、核兵器の製造の経済的・技術的ポテンシャルは常に保持すると共に、これに対する掣肘を受けないよう配慮する」。

・根源にある日米核同盟。日米同盟は「核」という「くびき」につながれた「核の同盟である」（太田昌克・共同通信）。日米原子力協定による「平和利用」、日米安保条約の下での核密約、が実像。

3 核兵器禁止条約を支持し、調印、批准の手続きを進める「非核の政府」を展望して

①核兵器禁止条約の制定でますます重要になった非核自治体運動

・非核自治体運動は「地方自治体が地方自治の理念に位置づけられた行政権能を生かし、地域に平和主義を活かす運動」といえる。

・核兵器禁止条約の制定で非核自治体運動は特別な意義を持つこととなった。核兵器禁止条約を採択させた力の一つに、地方行政に位置づけられた平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会など、党派を超えた自治体関係者の「核兵器を禁止し廃絶を求める」運動があった。平和首長会議は核兵器禁止条約国連交渉会議に向け「核兵器を禁止し廃絶をするため禁止条約の実現を」と、日本国内や国際社会に宣言している。中央政府の核政策と草の根の地方自治体関係者の矛盾が存在する下で非核自治体運動が持つ意義はきわめて大きい。

・地方行政に位置づけられた草の根からの取り組み。「日本非核宣言自治体協議会」事務局・長崎市原爆資料館平和推進課（会員自治体数 314、19.6%）。平和首長会議・事務局公益財団法人広島平和文化センター（非核平和自治体宣言自治体数 1604、89.7%）。

・非核自治体運動の実像。非核の政府を求める石川の会「行政の取り組みを重視し平和事業に関する自治体アンケートを毎年行う、他の地方の会の取り組みを参考に、会報・ニ

ユースを大事にする、平和団体との連携を大切に、平和行進は共同して行っている、平和首長会議の事務局と連携して取り組む」など。

② 核兵器禁止条約への支持・賛同を広げ廃絶への道を開く運動の軸は「ヒバクシャ国際署名」

・「被爆者国際署名」の性格・意義。核兵器の禁止・廃絶への展望は、核兵器禁止条約が持つ力と、世界の反核運動の力を合わせることで開かれる。この世界の反核平和運動の力を結集するのが「ヒバクシャ国際署名」。

・国際社会を動かす原動力は核兵器の廃絶を願う「市民的良心」（核兵器禁止条約前文）。その意志を結集し「カタチ」にしたものが「ヒバクシャ国際署名」。「後世の人々が生き地獄を体験しないように、生きているあいだになんとしても核兵器のない世界を実現したい」（「ヒバクシャ国際署名」・ヒバクシャの訴え）。「被爆者の証言と市民社会の力がわれわれに力を与えてくれている」国連会議ホワイト（コスタリカ）議長（日本原水協との懇談）。

・署名が持つ意義に関して、2015年NPT再検討会議ではNPT議長が日本原水協代表団に「署名運動は核兵器のない世界をつくるというプロセスの中で、一人ひとりの市民の中に果たすべき役割を与えるものです。軍縮というのは各国政府だけの活動ではありません。これは『政治的意思』とよばれるユニークな種類の燃料によって支えられており究極的には人々によってその成否がかかっている」と語っている。

・被爆国民の願いを総結集し、被爆者9人の呼びかけで始まった「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」が持つ「力」を武器にして。署名は「核兵器のない世界」を願う人であれば思想・信条、宗教の違い、政治的立場の違いをこえ賛同できるもの。日本被団協が呼びかけた「ヒバクシャ国際署名連絡会」には日本原水協や原水禁、日本生協連、日本青年団協議会、主婦連、全国地域婦人団体連絡協議会、創価学会などが参加している。

③ 結成の原点を踏まえ「主権者は私たち」の政治の流れを大きくし、核兵器禁止条約に署名する「非核の政府」の実現を目指す

・非核の政府を求める会の結成の原点、「核兵器廃絶は、平和的生存権、平和主義条項を持つ日本の憲法構造の原点をいかすたたかい」渡辺洋三・東大名誉教授1986年5月 非核の政府を求める会結成総会。「第2次大戦後、国際法の一般的包括的原理は変化した。人類を破滅させる核兵器は平和に生きる権利、人間の尊厳を擁護する人類の基本理念に反する」沼田稲次郎 1987年 非核の政府を求める会国際シンポ。

・核兵器が国際社会で「違法化」されたことで、これまで核兵器の保有に関し問題点が指摘されていた日本政府の憲法第9条の解釈要旨は二重三重に「正当性」を失った。「自衛のための必要最小限を超えない実力を保持することは憲法第9条第2項によっても禁止されおらず、したがって右の限界の範囲内にとどまるものである限り、核兵器であろうと通

常兵器であることを問わず、これを保有することは同項の禁ずるところではない。憲法上その保有を禁じられていないものも含め、一切の核兵器について、政府は、政策として非核三原則によりこれを保有しないこととしている」（1978年3月11日、参議院予算委員会真田法制局長官）。「核兵器の使用もわが国を防衛するための必要最小限にとどまるならば可能ということに論理的になろうかと考える」（1998年参議院予算委員会大森法制局長官）。

・戦争法廃止・立憲主義の回復をめざす市民連合に、共同政策として「核兵器禁止条約への署名」を求めることを提唱し運動を進める。非核の政府を求める会の結成の原点である日本国憲法の平和的生存権を守り活かすたたかいは、市民連合の「個人の尊厳を擁護する政治の実現を目指す」立憲主義を守るたたかいと重なり合う。

・市民連合、野党共闘による政治の流れを変えるたたかいに、「核兵器禁止条約に署名する」政策を据え運動を進めることで、「非核の政府」の展望を現実のものとする。

・最後に、2017年原水禁世界大会は、核兵器禁止条約が採択された直後の国連総会を前に、核兵器のない世界に向けた今後の展望や運動を語り合い、ヒバクシャ国際署名の運動の結節点として、また安倍暴走政治を変革する連帯・交流の場として重要なものとなる。若い世代への働きかけで未来への展望が見える大会にする必要もある。成功を目指す。

以上